

2016年分個人所得税の主な改正事項

税理士 伊藤幸子

(2016年からの改正事項)

1. ジュニアNISAの創設

20歳未満の居住者等が、年間80万円を上限として上場株式等について、配当等や譲渡益について非課税とする制度。

- (1) 非課税対象…未成年者口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益
- (2) 口座開設者…その年の1月1日において20歳未満又はその年に出生した居住者等
- (3) 非課税投資額…1つの非課税管理勘定は80万円を限度
- (4) 非課税期間…最長5年・途中売却可
- (5) 非課税投資総額…最大400万円(80万円×5年)
- (6) 払出制限…その年の3月31日において18歳未満である年の前年12月31日までは、原則として未成年者口座及び課税未成年者口座からの払出はできない

2. 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設

2015年7月1日以後に国外転出(国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう)をする一定の居住者が1億円以上の有価証券等(以下「対象資産」)を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税が課税されることとなった。国外転出時課税の対象となる方は、国外転出をするときに所得税の確定申告等の手続を行う必要がある。また、一定の場合、納税猶予制度や税額を減額するなどの措置を受けることができる。

3. 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設

相続又は遺贈による被相続人の居住用家屋、及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした個人が、2016年4月1日から2019年12月31日までの間に、次に掲げる譲渡(当該相続の開始があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にしたものに限るものとし、その譲渡の対価の額が1億円を超

えるもの等を除く)をした場合には、居住用財産を譲渡した場合に該当するものとみなして、居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除を適用できることとなった。

(1) 譲渡要件

相続開始があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、①被相続人居住用家屋を耐震リフォームし、その被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等を譲渡した場合、又は②被相続人居住用家屋の取壊し等後に被相続人居住用家屋の敷地等を譲渡した場合

(2017年からの改正事項)

1. セルフメディケーション税制の創設

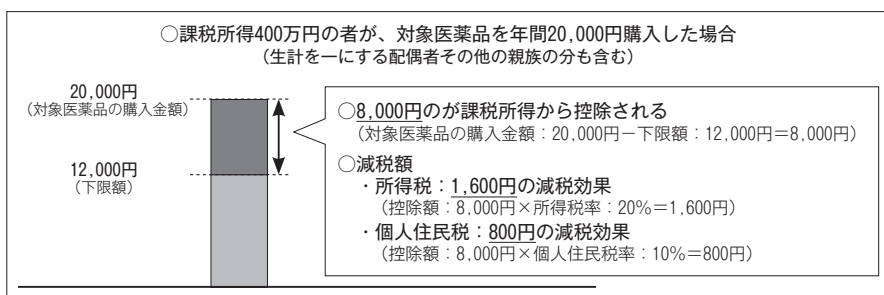
(スイッチOTC医薬品の医療費控除)

医療用医薬品からの代替性が特に高い一般用医薬品等の使用を推進する観点から、居住者が2017年1月1日から2021年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品(*1)購入費を支払った場合において、当該居住者がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(*2)を行っているときにおけるその年分の医療費控除については、その者の選択により、その年中に支払ったその購入費の金額の合計額が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額(88,000円を限度)を、控除額とすることができることとなった。ただし、本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除を受けることはできない。

(*1) 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品

(*2) 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診断、がん検診

図 スイッチOTC医薬品の医療費控除のイメージ



〈確定申告書B 記入例〉

税務署長 平成 28 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所: 大阪市浪速区幸町1-2-33

氏名: 保険医太郎

職業: 歯科医

所得内訳表 (単位は円)

事業所得	45607880
不動産所得	10747000
雑所得	2010510
給与所得	564850
配当所得	55685
雑所得	150000
合計	14424192

所得控除表

基礎控除	380000
配偶者控除	480000
扶養控除	101000
基礎控除	380000
合計	1309000

課税所得: 13,115,192円

税額: 3,676,320円

「※」の「個人番号」欄は記載しなくても受理される

平成 28 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所: 大阪市浪速区幸町1-2-33

氏名: 保険医太郎

所得の内訳 (所得の種類、収入金額、必要経費等、差引金額)

事業所得	診療報酬・支払基金	19,641,484	1,760,355	17,881,129
給与所得	大阪市教育委員会	564,850	39,589	525,261
雑所得	大阪府歯科保険医協会	55,685	5,685	50,000
合計		19,641,484	1,805,629	17,835,855

所得控除表

基礎控除	380000
配偶者控除	480000
扶養控除	101000
基礎控除	380000
合計	1309000

課税所得: 16,526,855円

税額: 4,800,000円

措置法26条 (事業専従者に関する事項)

事業専従者の氏名	個人番号	納税	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
保険医花子	※	妻	40.5.5	12カ月 歯科衛生士	4,800,000

住民税・事業税に関する事項

扶養控除	101000
基礎控除	380000
合計	481000

措置法26条を適用する場合必ず記入

「番号」を「8」とし、保険診療分所得を記入